

みんなでささえる 国保会計



～ 70歳以上の方(国保・後期高齢者医療)の限度額が変更となります ～

国民健康保険や後期高齢者医療保険では、医療費が高額になったときに負担が大きくなるように、所得などに応じて自己負担の限度額を定めています。(限度額を超えた分は高額医療として各医療保険から支給されます。)

このうち、国保の70歳以上の方と後期高齢者医療の方の限度額について見直しが行われ、平成29年8月から変更されます。

【平成29年7月まで】

所得区分	外来(個人単位)①	外来+入院(世帯単位)②
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ※1 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円



【平成29年8月から】

所得区分	外来(個人単位)①	外来+入院(世帯単位)②
現役並み所得者	57,600円	80,100円 ※1 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
一般	14,000円	57,600円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※1 過去12カ月間に、②の限度額を超えた支給が4回以上あった場合は、4回目以降は44,400円を適用

●低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、限度額適用認定証などを提示することで医療機関での支払いに限度額が適用されます。限度額適用認定証の申請には、以下のものがが必要です。

- ・保険証、印かん、個人番号(マイナンバー)が分かるもの
- ・90日以上入院期間を証明するもの(長期入院該当者で、区分 才・低所得者Ⅱのみ)

～ 65歳以上の方の居住費が変更になります ～

療養病床に入院する65歳以上の方は、原則として食事代と居住費(生活療養標準負担額)を支払います。居住費について見直しが行われ、平成29年10月から変更されます。

【平成29年9月まで】 1日 320円 ⇒ 【平成29年10月から】 1日 370円

自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、所得区分の確認については下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(直通)

後期高齢者医療保険 被保険者(※)の皆さんへ

平成29年4月分から保険料の軽減率が変わります

※65歳以上75歳未満で障害認定を受け、後期高齢者医療保険に加入した方を含む。

■後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、以下の2つで構成されています。

- ①所得割…年収に応じて納めていただく部分(賦課のもととなる所得金額×11.42%)
- ②均等割…全員に納めていただく定額部分(1人あたり54,394円)

■平成29年4月からの保険料の軽減率の変化について

保険料については所得状況に応じて特例的に軽減されていますが、平成29年4月より、軽減率が一部変わります。

①所得割の額が変わる方…年収 約153万円～約211万円の方

平成28年度までは5割軽減

平成29年度は2割軽減

(均等割の定額部分は変わりません)



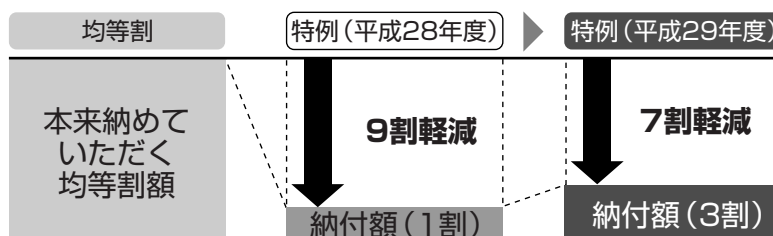
②均等割の額が変わる方…元被扶養者で、特定の要件に該当する方

平成28年度までは9割軽減

(年額保険料 5,400円)

平成29年度は7割軽減

(年額保険料 16,300円)



※元被扶養者の方でも、世帯の所得が低い方は均等割の軽減(9割・8.5割軽減)が受けられます。

- 元被扶養者……後期高齢者医療保険に加入する前日に、ご家族の健康保険などで被扶養者だった方
- 特定の要件の例…単身の方で、年金収入が168万円を超える方や
75歳以上の夫婦2人世帯で、一方の年金収入が168万円以上の方など

年金からの天引き(特別徴収)の場合

前半(4・6・8月)……前年度後半と同じ額を天引き

後半(10・12・2月)……残りの保険料を調整して天引き

平成29年度の保険料は増額となりますが、実際に天引き額が増えるのは、後半(10・12・2月)です。

10月からの増額は天引き額の間違いではありませんので、ご了承ください。

- お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)
- 【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(直通)